

春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条</p> <p>（3）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（ア）</u>（略）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（イ）</u>（略）</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条</p> <p>（2） <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める</u>非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条</p> <p>（3）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア</p> <p style="padding-left: 4em;">（ア） 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（イ）</u>（略）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（ウ）</u>（略）</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条</p> <p>（2） <u>次のいずれにも該当する</u>非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。